

## 論文委員会運営の申し合わせ

この申し合わせは論文委員会運営の実務上の細目を定めるものである。

### (委員会の運営)

1. 論文委員会は、各部門の部門編修委員会委員長または各グループの主査が必要と認めた場合にのみ開催し、グループごとに主査、副主査、幹事が出席する。委員については、必要に応じ、その都度、出席を要請する。なお、論文委員会主査、副主査、幹事は、論文投稿・査読システムを介して隨時、投稿論文等の処理・査読等の進捗状況の管理を行う。

### (委員会のグループ構成)

2. 各部門論文委員会の構成は当面次による。

- A部門論文委員会      A 1 グループ (共通)  
                                A 2 グループ (基礎)  
                                A 3 グループ (材料)
- B部門論文委員会      B 1 グループ (電力システム)  
                                B 2 グループ (エネルギー変換・輸送)
- C部門論文委員会      C 1 グループ (エレクトロニクス)  
                                C 2 グループ (情報処理・システム)
- D部門和文論文誌論文委員会  
                                D 1 グループ (半導体電力変換)  
                                D 2 グループ (産業計測制御、メカトロニクス制御技術)  
                                D 3 グループ (回転機、モータドライブ、リニアドライブ)  
                                D 4 グループ (自動車技術、ITS、家電・民生、ものづくり、次世代産業システム、交通・電気鉄道、スマートファシリティ、公共施設)
- D部門英文論文誌論文委員会  
                                D 6 グループ (Power Electronics and Its Applications)  
                                D 7 グループ (Motion Control, Robotics, Sensing and their Applications)  
                                D 8 グループ (Electric Machine, Motor Drive and their Applications)
- E部門論文委員会      E グループ (センサ・マイクロマシン)

### (論文委員会委員の資格)

3. 論文委員会委員は担当する各グループの担当専門分野に造詣が深いと認められる者で、原則として次の条件を満たす者とする。

- (1) 学会部門誌に2編以上の論文が掲載されている正員
- (2) もしくは、相当以上の実績を有していると部門編修委員会が認めた者

### (査読者の変更)

4. 査読者より査読辞退の申し出があった場合、当該論文担当幹事は、速やかに新しい査読者を選定しなければならない。

また、所定の査読期間を経過しても査読結果の通知がない場合、主査、論文担当幹事の判断で新しい査読者を選定する。

(査読結果のとりまとめと査読結果が分かれた場合の処置)

5. 論文担当幹事は、論文および資料に対する査読者2名の査読結果をとりまとめ、その結果を主査に報告する。なお、査読者2名の判定結果が分かれた場合の処置は原則として次による。

AとB：B判定における「照会事項」を次項6.により送付

AとC：C判定における「照会事項」を次項6.により送付

AとD：D判定における「判定理由」を次項6.により送付

BとC：B、C判定における「照会事項」を次項6.により送付

BとD：B判定における「照会事項」とD判定における「判定理由」を次項6.により送付

CとD：C判定における「照会事項」とD判定における「判定理由」を次項6.により送付

(照会事項および返送理由と査読結果の通知)

6. 判定BおよびCの場合の照会ならびに判定Dの場合の返送の文案は、原則として査読者が作成した「照会事項」ならびに「判定理由」による。ただし、必要に応じ当該論文委員会主査・論文担当幹事の判断により修正する。

査読結果は、論文投稿・査読システムを介して電子メールで連絡先著者へ通知する。

(異議申し立てに対する処置)

7. 返送した論文等につき投稿者より異議の申し立てがあった場合には、論文委員会で審議し、必要に応じて再査読を行う。

(付 則)

1. 本申し合わせは平成6年7月6日編修会議において承認制定、同日より施行。
2. 本申し合わせは平成11年2月10日、編修会議において改正。
3. 平成12年4月12日、編修会議において改正。
4. 平成12年4月12日より施行。
5. 平成12年12月13日、理事会において一部改正。
6. 平成20年4月7日、編修会議において一部改正。
7. 平成22年9月30日、編修会議において一部改正、同日より施行。
8. 平成23年6月10日、編修会議において一部改正、同日より施行。
9. 平成24年10月12日、編修会議において一部改正、同日より施行。
10. 平成26年6月23日、編修会議において一部改正、同日より施行。
11. 令和4年8月18日、編修会議において一部改正、令和5年4月1日より施行。